

平成26年3月13日

王寺町議会
厚生環境常任委員会

委員長 沖 優子 殿

王寺町議会議員 清水 勉

王寺町路上喫煙の防止に関する条例(案)の修正動議について

標記の件について、別添のとおり「王寺町路上喫煙の防止に関する条例（案）の修正案を提出いたしますので、宜しくお願ひいたします。

● 王寺町路上喫煙の防止に関する条例（案）の修正動議の説明

王寺町は、大和平野西部の玄関口として王寺駅ターミナルを有し、現在の日乗降客は、JR西日本管内で32位（24, 891人／日の乗車人員；平成24年度1日平均）であり、ベスト50位にランギングされている奈良県内唯一のターミナル駅であり、実に王寺町の人口の2倍を優に超える約5万の方々が利用をされています。

そして、現在、久度大橋ではイメージアップ工事が実施されており、観光面でも更なる発展を遂げようと「公式イメージキャラクター『雪丸』」による戦略など、様々な企画による情報発信を試みられています。

また、「暮らし満足度奈良県一」を目指される平井町政では健康の保持と合わせて、美しいおもてなし空間づくりに取り組むと、平成26年度の施政方針で述べられました。

喫煙愛好家の皆さんも受動喫煙を防止するための分煙の重要性はよく理解されており、駅構内や多くの人が集まる場所で、喫煙のための指定場所が設置されれば協力をされている社会となって来ています。

過去より、「健康日本21」を基本としたGet元気21の取組の中で、「煙バイバイ活動」のグループの皆さんとボランティア活動により「タバコのポイ捨て禁止の啓発」や「受動喫煙による健康被害」を訴えられた結果、多くの飲食店が分煙に協力をされており、現在も平成23年度に制定されました健康増進計画により引き続いて活動をされています。

今回、提案されています王寺町路上喫煙の防止に関する条例（案）には、受動喫煙を防止する項目が示されておらず、奈良県の西の玄関口である王寺町のまちづくりにふさわしい条例案では無いと考え、別添のとおり修正案を提出するものです。

以上

王寺町路上喫煙の防止に関する条例（案）の修正動議

原 案	修 正 案
第1条 この条例は、・・・<中略>・・・、もって安全で快適な歩行空間及び清潔な地域環境を確保することを目的とする。	第1条 この条例は、・・・<中略>・・・、もって安全で快適な歩行空間及び清潔な地域環境を確保し、 <u>健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）第25条の主旨</u> を尊重して、 <u>公共の場における受動喫煙の防止を積極的に行うこと</u> を目的とする。
第2条	第2条 <u>(5) 受動喫煙 他人の吸ったタバコの煙を周囲の人が吸わされることや火を付けたまま放置されたタバコの煙（副流煙）を不本意に喫煙してしまうことを示す。</u>
第3条 町は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止に必要な施策を実施するものとする。	第3条 町は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止に必要な施策を実施するものとし、併せて受動喫煙防止のために <u>第6条で定める路上喫煙禁止区域内において、適切な分煙のための隔離された喫煙空間を設置する</u> ものとする。
附則 この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし<略>	附則 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし<略>

※ 参考資料 王寺町路上委喫煙の防止に関する条例施行規則(案)

原 案	修 正 案
第3条 条例第7条但し書きの規定により、禁止区域内において特別に路上喫煙をすることが出来る場所（以下「喫煙指定場所」という。）を指定した時は、喫煙指定場所に吸殻入れを設置するとともに、その範囲を示すものとする。	第3条 条例第7条但し書きの規定により、禁止区域内、若しくは禁止区域に接して特別に喫煙をすることが出来る場所（以下「喫煙指定空間」という。）を指定した時は、喫煙指定空間に受動喫煙を防ぐための設備を整え、周囲の公共空間と隔離された構造の建築物の位置を示すものとする。
附則 この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし<略>	附則 この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし<略>